

議第41号

滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年2月14日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年滋賀県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

第31条第2項の表第17条第1項の項の次に次のように加える。

第17条第2項	100分の120	100分の125
---------	----------	----------

第31条第3項中「おいて」の右に「読み替えて」を加える。

第35条第2項の表第17条第1項の項の次に次のように加える。

第17条第2項	100分の120	100分の125
---------	----------	----------

付 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例（以下この項において「新学校職員給与条例」という。）第17条第2項（同条第3項もしくは滋賀県職員等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年滋賀県条例第 号）第2条（第1号に係る部分に限る。）の規定による改正後の滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年滋賀県条例第8号）第8条第3項の規定により読み替えて適用する場合または新学校職員給与条例第31条第2項もしくは第35条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）および滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例（以下この項において「学校職員給与条例」という。）第17条第4項（新学校職員給与条例第35条第2項において読み替えて準用する場合または滋賀県職員の育児休業等に関する条例（平成4年滋賀県条例第4号。以下この項において「育児休業条例」という。）第16条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5項（新学校職員給与条例第31条第2項において読み替えて準用する場合、新学校職員給与条例第35条第2項において準用する場合または育児休業条例第16条の規定により

読み替えて適用する場合を含む。) もしくは第6項(新学校職員給与条例第31条第2項もしくは第35条第2項において準用する場合または育児休業条例第16条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第23条第1項(学校職員給与条例第38条第4項において準用する場合を含む。)、第2項、第4項もしくは第6項(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。) もしくは第38条第2項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年滋賀県条例第10号)第4条第1項または滋賀県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年滋賀県条例第56号)第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、学校職員給与条例等(学校職員給与条例、滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例(昭和28年滋賀県条例第10号)または滋賀県職員等の給与等に関する条例(昭和32年滋賀県条例第27号)をいう。以下この項において同じ。)の規定により令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日(同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職した日)における次の各号に掲げる職員(学校職員給与条例等の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。)の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 次号および第3号に掲げる職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合
 - ア イに掲げる職員以外の職員 127.5分の15
 - イ 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の適用を受ける職員 167.5分の10
- (2) 再任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項または第28条の5第1項の規定により採用された職員をいう。) 72.5分の10
- (3) 会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。) 127.5分の5